

公園管理運営士会

設立趣意・活動方針

【設立の背景】

今日、国民一人当たりの都市公園面積は約 9.3 m²/人となり、公園管理を取り巻く社会情勢も大きく変化し、公園管理の抱える諸問題が増大してきております。

これからの公園管理は、こうした現状に対応するとともに、市民協働、生態管理、資源循環、環境教育等多様で高度なニーズへの対応が求められてきております。

一方、指定管理者制度の導入に伴い、新たに参入する管理者が都市公園の意義や役割を理解し、都市公園の効果を発現するためには、必要な職能を備えた人材の養成、確保が必要となってきております。

以上を踏まえ、都市公園の管理運営を円滑にかつ効果的に推進することができるマネジメント能力を備えた人材の職能養成とその認定を目的として、平成 18 年度に公園管理に係る資格認定制度が創設され、平成 20 年 3 月までに 1,350 名を超える「公園管理運営士」が誕生してしております。

【設立目的】

公園管理運営士の公園管理運営に関する知識、技術の向上、相互交流、情報交換等を図るとともに、公園管理運営士の地位向上及び責任の全うを支援することを目的に「公園管理運営士会」を設立いたします。

【活動方針】

公園管理運営士会は上記目的を達成するために、当面以下の方針に基づき活動いたします。

- 1.公園管理運営士会は、公園管理運営士が職能を向上させ、その責任を全うできるよう、情報、学習機会の提供等に努めます。
- 2.公園管理運営士会は、公園管理運営士がより一層、社会に貢献できるよう、活動機会の拡充に努めます。
- 3.公園管理運営士会は、公園の管理運営がより良くなるよう、その専門性を活かした公益的な活動の実施に努めます。

平成20年6月13日
公園管理運営士会